

平成 28 年 第 3 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 87 号

平成 28 年第 3 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 28 年 8 月 25 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 28 年 9 月 5 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 28 年第 3 回まんのう町議会定例会会議録（第 4 号）

平成 28 年 9 月 23 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 14 名

1 番	竹 林 昌 秀	2 番	川 西 米希子
3 番	合 田 正 夫	4 番	三 好 郁 雄
5 番	白 川 正 樹	6 番	関 洋 三
8 番	白 川 皆 男	9 番	大 西 樹
10 番	藤 田 昌 大	11 番	松 下 一 美
12 番	三 好 勝 利	13 番	大 西 豊
14 番	川 原 茂 行	15 番	田 岡 秀 俊

欠席議員 1 名

7 番 白 川 年 男

会議録署名議員の指名議員

2 番 川 西 米希子 3 番 合 田 正 夫

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 青 野 進 議会事務局課長補佐 多 田 浩 章

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 高 嶋 一 博

企画観光課長	長 森 正 志	税 務 課 長	脇 隆 博
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	見 間 照 史
建設土地改良課長	池 田 勝 正	農 林 課 長	森 末 史 博
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	生涯学習課長	松 下 信 重
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	山 内 直 樹

○田岡秀俊議長 おはようございます。

白川年男議員より、体調不良のため欠席との報告がありました。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

初めに、会議規則第14条2項の規定に基づく議案1件を受理いたしました。

次に、各常任委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査結果報告書を受理いたしました。

次に、議会運営委員長及び各常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

以上で議会報告を終わります。

○田岡秀俊議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○田岡秀俊議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、藤田昌大君。

○藤田昌大議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げたいと思います。

去る9月21日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員が全員出席いたしまして、慎重に審議をしました。その結果を報告いたします。

では、お手元の議事日程をごらんください。

日程第1 議会運営委員会報告

議会運営委員長

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 発議第 1 号 白川年男議員に対する議員辞職勧告決議（案） 即決でお願いします。

日程第 4 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第 5 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第 6 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第 7 認定第 1 号 平成 27 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第 2 号 平成 27 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 3 号 平成 27 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 認定第 4 号 平成 27 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 認定第 5 号 平成 27 年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 認定第 6 号 平成 27 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 13 認定第 7 号 平成 27 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 14 認定第 8 号 平成 27 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 15 認定第 9 号 平成 27 年度まんのう町水道事業会計決算認定について
認定第 1 号から認定第 9 号までの 9 案件は、一括採決とさせていただきます。

日程第 16 議案第 1 号 まんのう町企業誘致条例の一部改正について

日程第 17 議案第 2 号 まんのう町税条例の一部改正について

日程第 18 議案第 3 号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 19 議案第 7 号 平成 28 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 1 号

日程第 20 議員派遣の件

日程第 21 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、午前 10 時 35 分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。以上です。

○田岡秀俊議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

1 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 議長に本会議の休憩を求めます。議会が歩調をそろえて審議するために、いま一度、全員協議会を求めるためであります。以上、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 賛同者はありませんか。

ただいま、竹林議員から休憩の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

休憩の動議を議題として、採決します。この採決は起立によって行います。動議のとおり決定することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立少数)

○田岡秀俊議長 起立少数です。

したがって、休憩の動議は否決されました。

よって、会議を続けます。

日程第2 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番、川西米希子さん、3番、合田正夫君を指名いたします。

日程第3 発議第1号 白川年男議員に対する議員辞職勧告決議（案）

○田岡秀俊議長 日程第3、発議第1号 白川年男議員に対する議員辞職勧告決議（案）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まんのう町議会議員、関洋三議員。

(川原茂行議員・大西豊議員・三好勝利議員退席 午前9時40分)

○関洋三議員 皆さん、改めましておはようございます。提案理由を申し上げますが、当の本人がきょうは欠席ということを最初に議長から聞きまして、大変びっくりしまして驚きました。また、今し方、数名の方が議場を退席されたというようなことに驚きました。当の本人は、今、自宅で多分告知放送で皆さん同様に聞いていただいております。議場内はたくさんの傍聴の方がおいでいただいております、雨の中。また、カメラが正面から5台がこっち構えていただいております。大変緊張いたします中、申し上げていきたいと思っております。

議員各位、また執行部、そして各課長には書面でもって配付しておりますので、お目通しいただきながら耳を傾けていただきたいと思います。始めます。

白川年男議員に対する議員辞職勧告決議（案）。

まんのう町議会に所属する白川年男議員には、平成28年7月1日の夜、炭所西の自宅に帰る途中、琴平警察署の検問において、飲酒運転により検挙されたといううわさが多数議会にも寄せられました。議会として真相を聴取するも、本人はかたくなにノーコメント

を貫き通しました。

その後、各報道機関が2カ月後の9月定例議会中の委員会に連日にわたり白川年男議員を取材するため、多数押し寄せてきました。そこで、酒気帯び運転で検挙されていたことをみずから告白するに至りました。

白川年男議員の行為は、住民から負託を受け、みずからの行為を厳しく律することはもとより、率先して規範を示すべき立場にある町議会議員の行為として、まんのう町民の信頼を著しく失墜させるばかりでなく、まんのう町議会の品位をも傷つけたことは、議員としてあるまじき行為で、断じて許すことはできません。

特に、町内の交通安全運動に日々取り組まれている関係者に対しては、大変な裏切り行為でもあります。今後のまんのう町議会がより一層町民の信頼を得て負託に応えられる町議会となる得るため、厳しい決断を下さざるを得ません。

昨年の平成27年1月の臨時議会と今回の件の二度にわたり辞職勧告決議（案）を提出するのは不本意ではありますが。しかしながら、まんのう町議会はみずから浄化する能力があることを町内外に示すことが重要であります。

よって、まんのう町議会は白川年男議員がみずからの責めを負って、社会的、道義的責任を感じ、みずからの意思により直ちにその職を辞することを強く求めます。

以上、決議する。

平成28年9月23日、まんのう町議会。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、発議第1号 白川年男議員に対する議員辞職勧告決議（案）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、１０時ちょうどまで休憩いたします。

休憩 午後 ９時４７分

再開 午後１０時００分

(川原茂行議員・大西豊議員・三好勝利議員着席 午前１０時００分)

○田岡秀俊議長 それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

先ほどの関議員の発言の中に、一部、不穏当な部分があったということですので、後刻、記録を調査の上、対処いたしたいと思います。

日程第４ 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第４、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、三好勝利君。

○三好勝利教育民生常任委員長 では、教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

９月定例会本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、平成２７年度決算認定関係の認定第２号から認定第４号までと、認定第８号の合計４議案であります。

委員会審査は、９月１３日、全員協議会室におきまして、町長、副町長、教育長、所管課長の出席を求め、全議員による連合審査で行いましたので、主な質疑や意見、採決結果を会議規則第４１条の規定によりまして簡潔に御報告させていただきます。

まず、認定第２号 平成２７年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定では、病気別の数値について、データヘルス計画の実施について。次に、認定第３号 平成２７年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定では、後期高齢者の方がどういった治療を受けているのかについて、医療費の増減傾向について。続いて、認定第４号 平成２７年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定におきましては、各種事業の成果と、職員の活動記録について。最後に、認定第８号 平成２７年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、執行部より説明があり、質疑や意見が交わされました。

委員より、執行部に対し、すぐにできなくてもよいので、事業の成果や実績を資料の中に盛り込み、委員会に提出してほしいとの意見がありました。

以上、付託されました案件につきまして、次のとおり決定しましたので、その結果を報告いたします。

認定第２号 平成２７年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定すべき。認定第３号 平成２７年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定すべき。認定第４号 平成２７年度まんのう町

介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定すべき。認定第8号 平成27年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定すべきとすることで意見の一致を見ました。

また、閉会中の所管事務調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第5 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

9月定例会本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、平成27年度決算認定関係の認定第5号から認定第7号までと、認定第9号の合計4議案であります。

委員会審査は、9月14日、全員協議会室におきまして、町長、副町長、所管課長の出席を求め、全議員による連合審査で行いましたので、主な質疑や意見、採決結果を簡潔に御報告させていただきます。

まず、認定第5号 平成27年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定では、公債費について、今の元金償還のペースについて、有収率と漏水の関係について。次に、認定第6号 平成27年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定では、起債の借りがえの研究について。続いて、認定第7号 平成27年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定、認定第9号 平成27年度まんのう町水道事業会計決算認定について、それぞれの項目において、質疑や意見が交わされました。

委員より、執行部に対し、審査を行うに当たり、事業実績値や根拠等、分析に適した資料を委員会に提出するべきであるとの意見がありました。

以上、付託されました案件につきまして、次のとおり決定しましたので、その結果を報告いたします。

認定第5号 平成27年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定すべき。認定第6号 平成27年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定すべき。認定第7号 平成27年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定すべき。認定第9号 平成27年

度まんのう町水道事業会計決算認定について、全会一致で認定すべきすることで意見の一致を見ました。

以上、付託されました議案の審査結果につきまして、会議規則第41条の規定により、報告をいたします。

また、閉会中の所管事務調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第6、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

9月定例会本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、認定第1号、議案第1号から議案第3号、議案第7号の合計5議案であります。

委員会審査は、9月7日、9日、13日から15日までの計5日間、委員全員出席のもと、町長、副町長、教育長、所管課長の出席を求め、慎重に審議を行いましたので、会議規則第41条の規定によりまして報告いたします。

まず審査は、議案第1号、議案第2号、議案第3号の町条例の一部改正から行いました。

議案第1号 まんのう町企業誘致条例の一部改正につきましては、執行部より、要件緩和をして企業誘致を促進することが狙いである。現在の対象案件は工場及び試験研究施設の新設のみであるが、改正により情報処理関連施設、旅館、観光施設、道路貨物運送業を加え、新設のみであったものを、増築、改築、事業の再開を加えるとした。要件としては、町税及び手数料、使用料等を完納することとしているとの説明がありました。

委員より、過疎法は税の減免をした場合、地方交付税で補填してくれるが、そのあたりの連動はこの条例はどうなっているのか。また、誘致に向いている業種を過疎法の中でリサーチしてくれているが、そことの整合性はあるのかとの質問があり、執行部より、まず、業種については県内各市町の条例を確認し、参考にした上で新しく業種をふやした。次に、過疎法と企業立地との関連性について、過疎法においては固定資産税を免除することとなっております。税を免除した形で課税になる。その納税証明を企業が提出し、それに見合う補助金を出すことになるので、税と重複することはないとの答弁がありました。

委員より、これまでに企業誘致条例の適用を受けた例はあるのかとの質問があり、執行

部より、過疎法の適用はあるが、企業誘致条例に関しては問い合わせはあるが、適用された企業はないとの答弁がありました。

議案第2号 まんのう町税条例の一部改正につきましては、提案理由のときに説明をしましたように、法律改正にあわせての改正になります。その中で、法人税割の改正につきましては、9.7%から6.0%へ3.7%の引き下げとなります。これは消費税10%導入時に法人税割の地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮減を図るため、法人税割の一部を交付税の原資化とするものですとの説明がありました。

委員より、国のほうで消費税増税にあわせて法人税が30%を割るというのを聞くが、それとの関連性はあるのかとの質疑があり、執行部より、30%というのは国の税率である。これは法人住民税、町の税率ですとの答弁がありました。

議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例になる。これについては、議案第2号の改正の中での個人住民税の課税の特例にあわせての改正になり、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税非課税に関連したものであり、平成29年1月1日からの施行になるとの説明がありました。

次に、議案第7号 平成28年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号の審議は、全議員による連合審査で行いましたので、主な質疑や意見、採決結果を簡潔に御報告させていただきます。

総務費の企画管理費では、ふるさと納税の目標額を増額したことにより、返礼品、郵送料、業務委託について対応した。これについて、意欲的で評価したいとの意見があった。

自治振興費については、デマンドタクシー事業の支出区分について補助金から負担金への振りかえによるものである。コミュニティ助成事業の採択件数がふえたことによる増額である。民生費の老人福祉費で、介護ロボットの導入補助金について、今のところ、一体だけだが、介護現場での重労働の改善となるよう期待したい。農林水産費の畜産業費の畜産クラスター事業補助金では、肉用牛、乳業のふん尿を堆肥化するための機械購入補助で2件の採択があった。事業主の負担金について、優遇策を模索するべきだ。全国育樹祭実行委員会補助金では、花いっぱい運動や啓発事業、今年度、京都で行われる育樹祭への視察研修費用が含まれる。土木費の土木管理費については、町道の草刈り、町道9線の路面の補修、舗装の手直しである。草刈りについては、場所や時期を考慮して、業者委託も視野に入れるなど、説明に対し、質疑や意見が出ております。

次に、認定第1号 平成27年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定についても、全議員による連合審査で行い、主要施策の成果報告書、決算報告書、その他関係資料をもとに詳細な説明を求めました。

総務費総務管理費では、キッズヘキサスロンの導入効果に期待したい。福祉タクシーチケットの有効利用について。戸籍住民登録費では、転入、転出の人口移動の傾向について。教育総務費では、教育研究所や早期支援教育センター等の設置は他市町に誇れることだ。

農業振興費では、町内の特定作物等の作付量等をまとめた資料を求められたが、農協を通さずに直接県外へ出荷するものもあるため、統計をとるための正確な数字は把握できないこと。新規就農や農機具購入等の補助について。土地改良事業費では、小規模ため池についての集中豪雨に対する対策について。商工費の商工総務費では、商品券の換金率について。観光費では、予算をもっとつけて、まんのう町をPRするべきだなど、それぞれの項目において質疑や意見が交わされ、最後に全体的な意見として、職員の採用に当たっては、有効な投資として技能職や専門職の職員を採用し、自主財源を確保できるよう町の活性化につながるような政策に取り組むべきだ。また、災害時の対応に向けて、防災組織、自治会組織の強化、地域の結束を図るため、予算の執行に工夫をしてほしいとの意見がありました。

以上が議案審議であった主な質疑や答弁の報告です。

それでは、付託されました議案につきまして、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その報告をいたします。

認定第1号 平成27年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。議案第1号 まんのう町企業誘致条例の一部改正について、全会一致で可。議案第2号 まんのう町税条例の一部改正について、全会一致で可。議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について、全会一致で可。議案第7号 平成28年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上が付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 大変お疲れさんでございました。大変重要な部分で、一点だけ、議案第2号のまんのう町税条例の一部改正についてだけちょっと委員長に質問をしたいと思えます。

消費税が8%から10%に上がる前提の中でこの議案が提出されていると思いますので、それらについてどういう意見が出たのかだけお聞きしたいのと、もう一つは、34条4項の中で、100分の9.7から100分の6ということで改正されております。それらに対して、私の立場で言いますと、金持ち優遇の税制になりよるんやないかなという危険があります。そういう意見が出たか出なかったかという部分と、もう一点は、税条例の概要の中で、29年4月1日施行と、29年1月1日施行いうて二つに分かれてるんですね、施行日が。それらについて質疑があったかないかだけ、委員長の報告を求めたいと思いま

す。以上です。

○田岡秀俊議長 答弁、委員長、13番、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 ただいま報告しておりますし、この委員会には委員全員出席が基本でございますので、どうぞよろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 再質問、10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 議案第1号、2号、3号までについては、これは委員会付託だったと思うんですよね。全員出席はしてないでしょう。勘違いせんと思ってください。ただ、したかせんかだけ聞いとるんであって、どうのこうのいうことは一切聞いてません。ただ、私の感覚から言いますと、要は金持ち優遇の税制ばかりいきよって、8から10になるんもおかしいんじゃないかいう僕は感覚を持っています。だからそういう感覚の中で質問した人があったかなかったかだけ聞きよるんであって、それらについては明確な回答をお願いしたいと思います。以上です。

○田岡秀俊議長 答弁、委員長、13番、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 ただいま報告したとおりでございます。

○田岡秀俊議長 10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 ただいま報告したとおりいうて、あんた、うそを言ったんですか。1号、2号、3号は、提案した後で、すぐ委員会を持ったはずなんですよ。そのことに基づいて報告してください。全員出席してませんよ、それは。間違いないでしょう、議長、それは。答えてください、ちゃんと。

○田岡秀俊議長 もう一度、委員長、答弁。

13番、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 ただいま報告したとおりでございます。

○田岡秀俊議長 委員長、1号、2号、3号は連合審査ではありませんので、もう一度、答弁をお願いします。

13番、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 報告したとおりであります。そういうことはありませんでした。

○田岡秀俊議長 10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 混乱さすつもりはないんですよ。ただ、正確な報告をお願いしますということで、1号、2号、3号については、議会運営委員会の中で提案した後に、こうしまししょういうことでやったはずなんですよ。だから、委員会付託をされたのは、1号、2号、3号なんですね。だからその委員会の中でこう決まりましたいうんやったら別にかまんのです。質疑がなかったら、質疑がなかったで終わりなんですよ。それをあくまでも連合審査いうてどういうことですか。これ、委員長はわかるとるんです、議案の中身を。だから、付託されたのは、付託された中でこうしましたと。あとは連合審査でしたんで、私も連合審査やから意見言わなんだですよ、教民と建設経済については。連合審査は私も

出席してますから、採決には加わってません。本当はしたかったんですけど、一応、審査した一員ですから言いませんでしたけれども、この１号、２号、３号には、私は参加してません。ほかの議員で傍聴に参加した人はわかると思うんです。私はたまたま忙しかつたんで、できなだんで、付託された案件の中身を聞いただけで、そういった詳しいことは聞いてませんでしよ、今。されたかされんかったんかだけですから、そのことだけ聞いて、それを、ただ連合審査ですから、報告したとおりですいうて、それは間違いの報告です。それはいけませんよ。以上です。

○田岡秀俊議長 もう一度、１３番、大西豊君、明確な答弁をお願いします。経過と結果について。

○大西豊総務常任委員長 報告したとおりであります。読み上げたとおりであります。

○田岡秀俊議長 １０番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 すぐ終わることでしょう。何で言ってくれんのかわけがわからんですが、１号、２号、３号は付託案件なんです。付託された案件でしたのを、連合審査しましたというのはその報告ですよ、当然。連合審査と違うんです。連合審査したんは、連合審査でそれはいいんですよ。付託案件については、付託された案件についてして、全会一致で審査した、可と認めたらそれでいいんでしょう。ただ、こんな議論はなかったんですかいうて、今の流れの中で、あんた、だんだん複雑にさせとるから困るんですよ。簡単に答弁してくれたら、それで終わることなんです、すぐ。以上です。何でそれがかたくなに同じ答弁するんですか。私は意味がわかりません。質問の意味を理解してません、本人が。以上です。

○田岡秀俊議長 １３番、大西豊委員長、付託された案件につきまして、経過と結果を明確に答弁お願いいたします。

○大西豊総務常任委員長 そのとおりであり、そういうことはありませんでした。

○藤田昌大議員 そういう意見がありませんでしたいうたら、それでぱっと終わりなんです。以上です。そう言ってください。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第７ 認定第１号 平成２７年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第８ 認定第２号 平成２７年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第９ 認定第３号 平成２７年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１０ 認定第４号 平成２７年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 1 認定第 5 号 平成 2 7 年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 2 認定第 6 号 平成 2 7 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 3 認定第 7 号 平成 2 7 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 4 認定第 8 号 平成 2 7 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 5 認定第 9 号 平成 2 7 年度まんのう町水道事業会計決算認定について

○田岡秀俊議長 日程第 7、認定第 1 号から、日程第 1 5、認定第 9 号までの 9 案件についてお諮りいたします。

日程第 7、認定第 1 号から、日程第 1 5、認定第 9 号までの 9 案件について一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、認定第 1 号から認定第 9 号までの 9 案件を一括採決いたします。

日程第 7、認定第 1 号 平成 2 7 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 8、認定第 2 号 平成 2 7 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 9、認定第 3 号 平成 2 7 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 0、認定第 4 号 平成 2 7 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 1、認定第 5 号 平成 2 7 年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 2、認定第 6 号 平成 2 7 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 3、認定第 7 号 平成 2 7 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 4、認定第 8 号 平成 2 7 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 5、認定第 9 号 平成 2 7 年度まんのう町水道事業会計決算認定について、認定第 1 号から認定第 9 号までの 9 案件に対する各常任委員長の報告は認定であります。

これより討論に入ります。認定第 1 号から認定第 9 号までの 9 案件に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

それでは、認定第 1 号から認定第 9 号までの 9 案件に対する一括採決に入ります。

本案に対する各常任委員長の報告は認定であります。本案は各常任委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までの9案件は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第16 議案第1号 まんのう町企業誘致条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第16、議案第1号、まんのう町企業誘致条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 まんのう町企業誘致条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第2号 まんのう町税条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第17、議案第2号 まんのう町税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 まんのう町税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第18、議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第7号 平成28年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号

○田岡秀俊議長 日程第19、議案第7号 平成28年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号 平成28年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議員派遣の件

○田岡秀俊議長 日程第20、議員派遣の件を議題といたします。

本件については、会議規則第127条の規定によって、議員を派遣するものであります。議会事務局長に朗読をさせます。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、朗読をさせていただきます。

議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣する。

1、第57回四国地区町村議会議長会研修会。

（1）目的 これからの地方自治に対応した議会の活性化を図るため。

（2）派遣場所 高松市レクザムホール。

(3) 期日 平成28年10月13日木曜日。

(4) 派遣議員 全議員。

平成28年9月23日提出。

まんのう町議会議長、田岡秀俊。

以上です。

○田岡秀俊議長 お諮りいたします。

ただいま提案をいたしました議員派遣の件については、朗読内容のとおり派遣することに決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、これを決しました。

日程第21 閉会中の継続調査について

○田岡秀俊議長 日程第21、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

6番、関洋三君。

○関洋三議員 私がなぜ発言するかということは、先ほどの質問者の言葉に何かあるというような話が休憩を戻した後、ありましたので、どう意味かちょっとようわからんし、この流れでは会議終わるんでしょ。そしたら、どのようにしてしまいしていくんですが。私が何か気に入らない文言があって、それをどうするかということを、今後、この会議中にしまいするんですか。それともどうしていくんですか。それを明確にちょっと説明してください。でないと、私、終わるわけにはまいりませんけど。

○田岡秀俊議長 局長のほうより説明をお願いいたします。

○青野議会事務局長 先ほどの関議員さんからの発言の中で、ちょっと不穏当という感じのところがありましたので、後でまた、これについては本会議終了後も、後刻、記録を調査の上、対処しますということで、ここで発言させていただければ、本会議終了後も、それについての対応ができますということで、先ほど議長のほうから発言をさせてもらい

ました。

○関洋三議員 わかりました。議長にお任せします。以上です。

○田岡秀俊議長 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成２８年第３回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前１０時４３分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 8 年 9 月 2 3 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員